



埼玉県

お知らせ

令和5年2月1日以降に開札する競争入札から
「建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い」が変わります。

別添1（工事用）

入札金額見積内訳書

工事名				左欄は必ず記入
工事場所				
入札参加者	所在地			
	名称・商号			
	代表者名			
入札額の内訳				
直接工事	費目	数量単位	金額（円）	
	〇〇 工	1 式	1,000,000	左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式	1,100,000	左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式	1,200,000	左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式	1,300,000	左欄は必ず記入
	〇〇 工	1 式	1,400,000	左欄は必ず記入
直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格及び入札額のいずれにも一致しない場合は無効です。				
計（A）			6,000,000	
間接工事費	共通仮設費	1 式	1,500,000	左
	現場管理費	1 式	1,500,000	左
	計（B）	1 式	3,000,000	
工事原価（C=A+B）			9,000,000	
一般管理費等（D）		1 式	2,150,000	
工事価格（E=C+D）			11,150,000	左
入札額（埼玉県電子入札共同システムへの入力金額）			11,150,000	左欄は必ず記入

記載内容の誤り又は記入漏れは原則無効です。（※）

記載内容の誤り又は記入漏れは原則無効です。（※）

記載内容の誤り又は記入漏れは無効です。

記載内容の誤り又は記入漏れは無効です。

「必ず記入」とした欄の記入漏れ（欄の削除等を含む）は、無効です。

工事価格と入札額が異なる場合は原則無効です。（※）

入札額が調査基準価格を下回る場合は、工事価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、工事価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行います。

埼玉県電子入札共同システムに入力した入札額と異なる場合は無効です。

注1 入札参加者は、「左欄は必ず記入」となっている箇所に必要事項を記入してください。

注2 上記の入札額と埼玉県電子入札共同システムに入力した金額が異なる場合は、各入札執行要綱の「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札は無効となります。

注3 「左欄は必ず記入」となっている箇所が未記入の場合は、各入札執行要綱の「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札は原則無効となります。

※ 無効にならない場合もあります。

詳細は入札課HP（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）
でご確認ください。

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当

TEL：048-830-2723、2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

入札課HP





埼玉県

お知らせ

令和5年2月1日以降に開札する競争入札から
「建設工事等の入札金額見積内訳書の取扱い」が変わります。

別添2（委託用）

入札金額見積内訳書

委託名				左欄は必ず記入
委託場所				左欄は必ず記入
入札参加者	所在地			左欄は必ず記入
	名称・商号			左欄は必ず記入
	代表者名			左欄は必ず記入
入札額の内訳				
直接原価	費目	数量単位	金額（円）	
	打合せ協議	1 式	400,000	左欄は必ず記入
	損失補償台帳作成	1 式	50,000	左欄は必ず記入
	物件調査作成	1 式	10,000	左欄は必ず記入
	建物調査	1 式	500,000	左欄は必ず記入
	工作物等調査	1 式	200,000	左欄は必ず記入
	営業その他の調査	1 式	700,000	左欄は必ず記入
	残地における機能回復の検討等	1 式	300,000	左欄は必ず記入
			20,000	左欄は必ず記入
			1,000,000	左欄は必ず記入
計（A）			3,180,000	左欄は必ず記入
間接原価（B）	その他原価	1 式	1,200,000	左欄は必ず記入
業務原価（C=A+B）			4,380,000	左欄は必ず記入
一般管理費等（D）			2,000,000	左欄は必ず記入
業務価格（E=C+D）			6,380,000	左欄は必ず記入
入札額（埼玉県電子入札共同システムへの入力金額）			6,380,000	左欄は必ず記入

記載内容の誤り又は記入漏れは原則無効です。（※）

記載内容の誤り又は記入漏れは原則無効です。（※）

記載内容の誤り又は記入漏れは無効です。

記載内容の誤り又は記入漏れは無効です。

「必ず記入」とした欄の記入漏れ（欄の削除等を含む）は、無効です。

直接原価、間接原価及び一般管理費等の合計が業務価格及び入札額のいずれにも一致しない場合は無効です。

業務価格と入札額が異なる場合は原則無効です。（※）

入札額が調査基準価格を下回る場合は、業務価格と入札額の差異を一般管理費等で調整することにより、業務価格を入札額に一致させた上で、数値的判断基準による判定を行います。

埼玉県電子入札共同システムに入力した入札額と異なる場合は無効です。

注1 入札参加者は、「左欄は必ず記入」となっている箇所に必要事項を記入してください。

注2 上記の入札額と埼玉県電子入札共同システムに入力した金額が異なる場合は、各入札執行要綱の「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札は無効となります。

注3 「左欄は必ず記入」となっている箇所に未記入の場合は、各入札執行要綱の「不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札」として、当該入札は原則無効となります。

※ 無効にならない場合もあります。

詳細は入札課HP（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）
でご確認ください。

【お問合せ先】

入札課企画・公共調達改革担当

TEL：048-830-2723、2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp

入札課HP

